

2022.7.6

第12回「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会（政策と体制分科会）

資料 1

2022.9.8 訂正版

副首都実現への国レベルでの対応

※本資料は、意見交換会での議論に役立てるため作成したもので、大阪府市の関係部局、国、関西各府県市、その他関係団体と調整協議して作成したものではない。

副首都推進局

■ 「副首都実現への国レベルでの対応」関係 これまでの主な議論

【位置づけ】

- 首都が制度的に位置づけられていない中で、副首都を法制度上位置づけることは困難。国やほかの地域による事実上の承認が必要。そのための手段の一つとして、国の国土形成計画や近畿圏整備計画、あるいは国土形成計画を踏まえた広域地方計画に位置づけていくといった働きかけが必要ではないか。
- 大阪を副首都として位置づけ、東京のバックアップ機能を果たすということは、大規模災害や感染症等のリスクに備える冗長性、リダンダンシーを確保するうえでも非常に重要。東京の首都性とは別に、大阪のバックアップ機能、あるいは副首都としての機能を図るということを念頭に置きながら、議論を進めるべきではないか。

【国権限・財源、国機関】

- 経済産業省の権限がないと実際の政策展開は難しい。広域連合は国からの権限移譲の受け皿になりえるが、現状、連合側からの提案に対して、国の回答はほぼゼロ回答。国は権限を放したくないし、関西だけ特別扱いすることには消極的で、手詰まり感がある。それを解消できる保証はないが、異なる枠組みをつくることも考えられる。
- 産業政策は都道府県を超える圏域でいかに一元的に政策を進めることができるかにかかっている。関西広域連合といっても、全部の権限が移譲されてるわけではない。都道府県レベルの政策を、とりわけ、大阪、兵庫、京都、滋賀、できれば関西全体で、和歌山、奈良も含めて、さらには国の出先機関も一つになって一元的に実施する必要がある。

■ 「副首都実現への国レベルでの対応」関係 特別顧問、有識者の意見

※副首都の役割、国との関係に関するものを抜粋

【佐々木特別顧問】

- 大阪は経済副首都として伸びていった方がよい。政治行政副首都の実現可能性があるのはむしろ埼玉。埼玉は関東の国の機関が全部集まって、地理的に内陸。だから、副首都は政治行政と経済の二つあった方がよい。政治行政副首都は小さくなくてよい。行政機能が維持できればよい。ただ、日本全体の発展のためには経済副首都の方が大事。経済機能を東京だけに集めても、災害時に破壊されたら終わり。道州制が実現した折には、政治行政副首都は、各州の州都を順番に回っていくことも考えられるが、経済副首都は、都市で順番に回していくのは難しい。

【金井特別顧問】

- 副首都でなければならないことを検証し、方向性をもう一度明らかにすることも大事。国ではできていないことを先行してできることが副首都という考え方もある。例えば、教育無償化は、大阪で国に先行して実現。大阪の先行事例を国に働きかけ、国の制度とするというようなこともできる。

【有識者（言論関係）】

- 過去に主題であった国の出先機関の移転が現実的に難しいが、広域行政はそれだけではない。大阪や、京都など行政が分かれていて、いろいろ支障が出ることもあるわけだから、関西広域連合が、そのうえに存在する広域行政体としてやるべきことはあると思う。関西広域連合が音頭を取って、デジタルも活用して規制の標準化、申請書の統一に取り組んではどうか。
- 関西広域連合に関西出身の国会議員を呼んで議論しようと言っていたことがある。

国との関係に関して考えられる示唆

- 中央政府が明確にビジョンを示し、地方政府と目標を共有することで、施策の推進力を高めることができるのではないか。
- 国が都市を経済成長の主要なエンジンと位置づけるなど、都市が稼いでいけるような地域政策を推進していく姿勢が求められるのではないか。
- 国によるエンタープライズゾーン（規制緩和や税の減免など）の設定や国と地域の官民組織（地域産業パートナーシップ）との協定（Growth Deal）による投資促進などの取組みが求められるのではないか。
- 国との協定（City Deal等）による地方が権限と財源を確保する仕組みを設けることで、創意工夫を凝らした取組みを推進することが可能となるのではないか。

【参考】現行ビジョンでの関連部分の記述 ※抜粋要約

■ 国機関移転等の働きかけ

地方創生で大阪に移転が決まった機関や大阪・関西に拠点等のある機関を中心に、大阪・関西での国機関の拠点性の向上を関西広域連合や経済界と連携して求めていく。また、バックアップ機能を果たす上で必要な国機関についても今後検討を進める（具体的な対象や働きかけについては、今後さらに検討）。

■ 副首都化の取組みを支援する仕組みの働きかけ

まずは、首都機能をバックアップする拠点として大阪・関西を位置づける働きかけに着手したうえで、さらに、副首都（圏）の取組みを支援する法等の制度の働きかけ（※）を行う。

※大阪・関西が日本の成長をけん引する自立的な大都市（圏）として位置づけられる、国からの支援措置（権限移譲、規制緩和など）を得るなど

- （検討例）
- ・京阪神の特区の枠組みを発展させ国からの権限やそれに伴う財源等を移譲、規制緩和など
 - ・大都市圏を支援する法制度等（新たな制度創設、既存法制の改正・拡充など）
 - ・国の計画等（例：国土形成計画など）での位置づけ ・首都機能バックアップのための必要な整備
 - ・国機能の地方への移管（国機関レベルでの移管）など

副首都実現への国レベルでの対応について

■ 粗いイメージ

- 自らの取組みを基盤に、併せて国家的見地からの後押しを求めるスタンス。（地域の経済・ウェルビーイングの面 + 国家政策の面）
- 【位置づけ】【推進体制】【政策推進】の三つの観点に分けて、考えられる国の対応を粗くイメージしてみた。
- 対応の形としては、新たに法律で規定することや、法律改正で規定すること、法律に基づく計画に規定するなどが考えられる。

【国レベルでの対応】

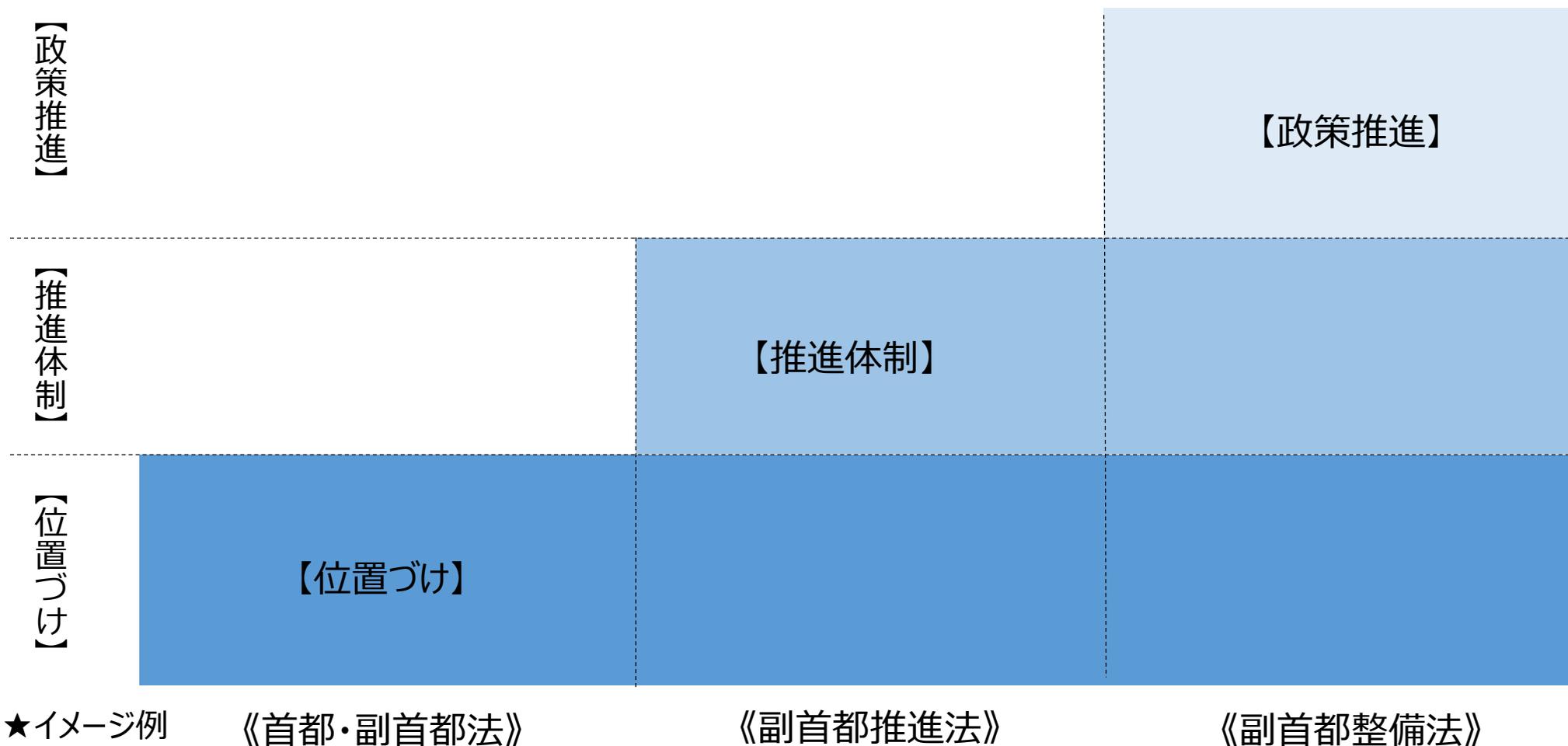
	考えられる対応		
位置づけ	（新たな法律） ・副首都を位置づける法律の制定	（法律改正） ・国土形成計画法、近畿圏整備法を改正し、副首都（圏）を位置づけ	（計画） ・国土形成計画、近畿圏整備計画に副首都（圏）を位置づけ
推進体制	（国レベル） ・担当大臣の設置 ・会議、推進本部の設置 ・専属の行政組織の設置		（国・地方） ・国との協議の場の設置
政策推進	（国責務の根拠明確化） ・副首都の整備（機能強化）が国家目標であることを明確にする新たな法律の制定 ・国における計画の策定と、予算その他の国の施策における副首都整備（機能強化）の努力義務を課す		（具体の施策メニュー） ・国からの権限、財源移譲 規制緩和、特区 ・国出先機関の移管 ・国機関の移転 等 ※海外都市の事例も参考に

○検討にあたって、考えられる視点

- 既存の法律、計画、政策メニュー等との整合性
- それぞれの対応の副首都実現への実効性（経済産業面からの実効性等）
- それぞれの対応の実現可能性（関西各府県市、さらにその他地域の理解含む）
- 国・地方関係のあり方
- 大阪・関西以外の地方への影響
 全国レベルの地域政策との整合性
 等

■ 【位置づけ】【推進体制】【政策推進】の関係イメージ図

- 国レベルの対応としては、【位置づけ】【推進体制】【政策推進】の観点から個々になされることもあれば、各観点が一定の連動を保ちながら個々になされること、また、二つの観点を合わせて、また三つの観点を合わせてなされることも考えられる。
- 以下、イメージ例は、【位置づけ】に【推進体制】も加えた立法例、さらに【政策推進】まで含めた立法例をわかりやすく図示したもの。
(副首都の位置づけのために、現在規定のない首都の位置づけを規定することは合理性があるが、首都に係る推進体制、政策推進を法律に書き込む必要性は乏しいと考えられるため、法律名称に差をつけている。)



■ ①位置づけ

	新法の制定	法律改正	既存計画への書き込み
	首都・副首都法の制定	国土形成計画法又は近畿圏整備法の改正	国土形成計画又は関西広域地方計画又は近畿圏整備計画への書き込み
概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>首都、副首都について、東京都、大阪府を対象地として指定。</u> ▶ <u>大阪が副首都として平時の首都と並ぶ経済拠点、有事の首都のバックアップ拠点であることを明記</u> 	<p>(国土形成計画法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>計画事項に大阪を副首都とする副首都圏の整備に関することを追記</u> <p>(近畿圏整備法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>副首都圏整備法に名称変更し、目的の近畿圏の建設を大阪を副首都とする副首都圏の建設に変更</u> 	<p>(国土形成計画 (全国計画))</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>国土の基本構想、具体的方向性への東京一極集中是正と大阪を副首都とする副首都圏の位置づけを書き込み</u> <p>(関西広域地方計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>現状・課題、目指す姿への大阪を副首都とする副首都圏の位置づけを書き込み</u> <p>(近畿圏整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>状況・課題、目指す姿への大阪を副首都とする副首都圏の位置づけの書き込み</u>
効果	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国における首都、副首都の明確な位置づけ獲得 ▶ 国の政策が首都、副首都を前提としたものになる (基本法的な性格) ▶ 副首都の実態具備の契機づけ (国の努力義務・他の法令・計画策定時の配慮を促せる) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個別法レベルでの副首都 (圏) の位置づけ獲得 ▶ それぞれの法に基づく計画・政策を通じた副首都 (圏) の実態具備の契機づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個別計画レベルでの副首都 (圏) の位置づけ獲得 ▶ それぞれの計画に基づく政策を通じた副首都 (圏) の実態具備の契機づけ
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 立法化の必要性、合理性 (国の政策全般との整合性) ▶ 国の具体的な政策、特に経済産業政策への連動性 ▶ 関西各府県市、首都である東京都、さらにその他地域の理解 ▶ 地方自治特別法としての住民投票の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改正の必要性、合理性 (国の政策全般とりわけ国土政策との整合性) ▶ 国の具体的な政策、特に経済産業政策への連動性 ▶ 法律の理念・目的との整合性 ▶ 関西各府県市の理解、副首都圏の線引き (特定拠点形成への理解) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改定の必要性、合理性 (国の政策全般とりわけ国土政策との整合性) ▶ 国の具体的な政策、特に経済産業政策への連動性 ▶ 計画の理念・目的との整合性 (根拠法含む) ▶ 関西各府県市の理解、副首都圏の線引き

■ ②推進体制

	首都・副首都法の制定にあわせて、規定整備 国土形成計画法又は近畿圏整備法の改正にあわせて、規定整備 個別の法律整備、閣議決定で設置	
	国における担当大臣、会議、 推進本部、専属組織等の設置	国との協議の場の設置
概 要	<p>(担当大臣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法や発令行為に基づく担当大臣の設置 <p>(会議、推進本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法や閣議決定に基づく会議、推進本部の設置 <p>(専属組織の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 内閣に直接庁組織又は内閣府の外局として委員会組織の設置 例①：デジタル庁 デジタル大臣（主任である内閣総理大臣を助ける職として担当大臣） 例②：首都建設法に基づく首都建設委員会 首都建設委員会委員長（国務大臣をもって充てる） <p>※首都・副首都法に上記の担当大臣、会議、推進本部、専属組織の規定を加え⇒副首都推進法も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国と地方の協議の場に関する法律に基づく協議の場のような、副首都に関する国の政策の企画、立案、実施に関する大阪府市との協議の場の設置 ➤ 官房長官、担当大臣、その他大臣、知事、市長で構成
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国レベルでの企画立案、政策の推進、連携調整の円滑化 ➤ 副首都の実態具備の推進 ※専属組織の構成によっては大阪府市の関与 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国レベルでの企画立案、政策の推進、連携調整の円滑化に加え、大阪府市との連携強化 ➤ 大阪府市と国の対等性確保 ➤ 大阪府市の関与のもと副首都の実態具備の推進
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設置の必要性、合理性（他分野の政策との整合性） ➤ 国の具体的な政策、特に経済産業政策への連動性 ➤ 会議等の根拠となる閣議決定や担当大臣ポストの継続性 ➤ 関西各府県市、さらにその他地域の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設置の必要性、合理性（他分野の政策との整合性） ➤ 国の具体的な政策、特に経済産業政策への連動性 ➤ 関西各府県市、さらにその他地域の理解

■ ③ 政策推進の義務付けと個別想定メニュー

	政策推進			
	義務づけ	個別想定メニュー ※個別対応、あるいは、左の法律に一定の根拠規定を設けて対応		
	副首都整備法の制定	権限・財源移譲 規制緩和、特区	国出先機関の移管	国機関の移転
概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>副首都整備（機能強化）のために副首都整備法を制定</u> ▶ 副首都の位置づけや国の推進体制、国と地方の協議の場の規定に加えて、<u>国による計画策定と予算その他の国の施策における副首都の整備についての国の努力義務やその他の立法時・計画策定時の配慮義務</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>副首都整備のパッケージメニュー創設</u> ▶ <u>必要な権限、財源移譲、包括的な資金供給の仕組み、国税、地方税通じた投資減税、規制緩和等</u> ▶ あわせて、経済界等含む推進体制 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 産業経済政策の推進に着目して、<u>近畿経済産業局の移管</u> ▶ <u>連携強化から移管のステップ</u> ▶ 左欄のパッケージメニューに追加も 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 産業経済政策の推進に着目して、<u>中小企業庁の移転</u> ▶ あわせて、<u>既移転機関など</u>在阪機関の機能強化
効果	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 副首都を整備するとの明確な国家目標の法定 ▶ 副首都整備の強力な推進力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マンチェスターにおけるシティ・ディール、グロース・ディール、LEP、エンタープライズゾーンのような地方の責任に基づく実状を踏まえた推進力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 産業経済面の地域政策を一定一元化 ▶ 縦割りでない重点的な政策遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の実情を踏まえた施策の立案と迅速な実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 立法化の必要性、合理性 ▶ 関西各府県市、首都である東京都、さらにその他地域の理解 ▶ 地方自治特別法としての住民投票の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要性、合理性（なぜ全国で副首都だけ） ▶ 地元経済界等連携 ▶ 関西各府県市、更にその他地域の理解 ▶ エリア設定（大阪、京阪神、関西） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要性、合理性（なぜ全国で大阪、京阪神、関西だけ） ▶ 関西各府県市、更にその他地域の理解 ▶ エリア設定と業務の切り分け 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要性、合理性（なぜ大阪だけ） ▶ 全国的な中小企業政策との関係 ▶ 関西各府県市、更にその他地域の理解 ▶ 在阪機関の機能強化の状況

■ ご議論いただきたい主な論点

※これまでの議論を踏まえた確認を含む

1. 改めて、副首都ビジョンの目標をどう設定するのか。これまでの議論を踏まえ、主眼は経済面での副首都の実現（経済機能強化）でよいか。

その場合、経済機能の強化と首都機能バックアップとの関係をどう考えるか。

2. 主に経済面での副首都の実現を大阪がめざすとした場合、国レベルの対応としては、どのようなことに力点が置かれるべきか。

3. 上記を踏まえたうえで、前掲のそれぞれの国レベルの対応はどのように評価できるのか。政策実効性をどのように考えるか。

また、それぞれの課題、実現可能性をどのように考えるか。

参考資料：目次

首都建設法、国土形成計画法、近畿圏整備法の概要	12
国土形成計画、関西広域地方計画、近畿圏整備計画の 現行関係記載	13
首都機能のバックアップにかかる大阪府市の取組み（行政分野）	15
首都機能のバックアップにかかる大阪府市の取組み（経済分野）	16
経済財政諮問会議、地域主権戦略会議、行政改革推進本部の概要	17
国と地方の協議の場の概要	18
海外の成長都市の分析から考えられる示唆	19
海外の成長都市（マンチェスター）における国制度	21
大阪、関西の特区の概要	23
国出先機関の移管の概要	24
国機関移転の概要	25

■ 参考：首都建設法、国土形成計画法、近畿圏整備法の概要

<p>首都建設法 1956.6廃止⇒首都圏整備法</p>	<p>国土形成計画法</p>	<p>近畿圏整備法</p>
<p>東京都を新しく我が平和国家の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るよう計画し建設することを目的。</p> <p><u>東京都における都市計画及び都市計画事業並びに必要な施設の計画及び事業の基準となる首都建設計画を作成。</u></p> <p><u>首都建設計画を作成し、その実施の推進にあたる首都建設委員会を総理府の外局として設置。（建設大臣、衆参議員、東京都知事、都議会議員、有識者。委員会に事務局）</u></p> <p>事業への協力、援助、助成等の規定。</p> <p><u>地方自治特別法として都民の住民投票。</u></p>	<p><u>国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画として国土形成計画を策定。</u> <u>（自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化、科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全な国民生活、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境との理念）</u></p> <p>総合的な国土の形成に関する施策の指針として全国計画を策定。 （国土審議会審議、都道府県・政令市の提案制度、閣議決定）</p> <p>ブロック単位の地方ごとに、広域地方計画を策定。（国出先機関、都道府県、政令市等の広域地方計画協議会での協議、市町村の提案制度、国土交通大臣決定）</p>	<p><u>首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進。</u> <u>（福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）</u></p> <p>近畿圏整備計画は、土地利用の基本的な方向や、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定、産業基盤施設、国土保全施設等の整備に関する事項などを定める。</p> <p>計画は、<u>国土交通大臣が関係府県、関係政令市及び国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長と協議して決定。</u></p> <p>国土交通大臣に計画の実施に関する勧告権。実施状況の公表義務。必要に応じ、国の普通財産の譲渡。</p>

■ 参考：国土形成計画、関西広域地方計画、近畿圏整備計画の現行関係記載

<p>国土形成計画（全国計画） 2015.8閣議決定</p>	<p>関西広域地方計画 2016.3国土交通大臣決定</p>	<p>近畿圏整備計画 2016.3国土交通大臣決定</p>
<p>第1部 計画の基本的考え方 第2章 国土の基本構想 第3節 東京一極集中の是正と東京圏の位置づけ</p> <p>（前略）また、東京圏には依然として過密の問題が存在するとともに、首都直下地震等大規模災害の切迫等の課題を踏まえ、東京一極集中の是正を図る必要がある。（中略）また、例えば、<u>首都直下地震等の災害リスクを軽減する観点から、ICTの進化・活用等により、現在東京に存在する国や民間企業の施設、機能等について地方への移転・分散、バックアップを進め、それに伴う地方への移住を促進する。</u>（中略）なお、<u>国会等の移転については、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京のうるおいのある環境づくり等に寄与する重要な課題として、国会等の移転に関する法律に基づき、1999年に移転先候補地について国会への報告がなされ、現在、国会においてその検討が進められているところであるので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。</u></p> <p>第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性 第2節 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤</p> <p>（1）災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築 （前略）「安全で、豊かさを実感することのできる国」を目指す上においても、防災・減災、<u>国土強靱化は、最も重要な取組の一つである。特に、30年以内に70%程度の確率で発生するとされる首都直下地震、南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、国民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっている。</u>（中略）<u>災害に対し粘り強くしなやかな国土とすることを目指す。</u></p>	<p>1部. 関西の現状と課題 1-3. 関西を取り巻く現状と課題 （2）<u>関西の相対的地位の低下と東京一極集中からの脱却</u></p> <p>1）<u>関西の相対的地位の低下</u> （前略）<u>首都圏と並び我が国第2の経済圏域である関西が発展し、日本経済を牽引していかなければならない</u>（中略）<u>アジアを中心とした都市間競争が激化する中で、我が国では、関西の競争力の強化が必要であるが、域内総生産の伸び、内国普通法人数、人口の社会増のいずれにおいても、東京との格差は拡大しており深刻な状況が続いている。</u></p> <p>2）<u>人と物の流れを支えるインフラ整備の遅れ</u> （前略）<u>関西を首都圏と並ぶ成長エンジンへと発展させるためには、アジアのゲートウェイ機能を担うとともに、高度な学術・研究機能の強化・活用や産学官の連携による次世代産業の創出を始めとする移輸出型産業の成長を図ることや、日本及びアジアの研究者や高度人材を結集し、起業環境を整え、交流拠点を創出していくことが重要である。</u> また<u>関西の有するポテンシャルを最大限活用し、インバウンドによる観光消費の拡大を地域の雇用を支える地域消費型産業の活性化につなげ、関西の暮らしやすさとあわせて、東京一極集中の是正の受け皿となることが重要である。</u></p>	<p>第1部第1章 近畿圏を取り巻く諸状況と課題 2 我が国が目指す将来像 （4）<u>東京一極集中の是正</u> 東京圏への人口の流出超過の継続により、地方の若年人口、生産年齢人口の減少に拍車がかかり、地方の活力の喪失につながっている。地方から東京圏への転出者がそのまま東京圏に留まる「東京一極滞留」を解消し、人の流れを変える必要がある。</p> <p>3 近畿圏をめぐる状況と課題 （2）<u>近畿圏の相対的地位の低下と東京一極集中からの脱却</u> （前略）<u>首都圏と並び我が国第2の経済圏域である近畿圏が発展し、日本経済を牽引していかなければならないが、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）と東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間で大きな差が生じており、域内総生産の伸び、内国普通法人数、人口の社会増のいずれにおいても、東京圏との格差は拡大しており深刻な状況が続いている。</u> （中略）<u>近畿圏を首都圏と並ぶ成長エンジンへと発展させるためには、アジアのゲートウェイ機能を担うとともに、高度な学術・研究機能の強化・活用や産学官の連携による次世代産業の創出を始めとする移輸出型産業の成長を図ることや、日本及びアジアの研究者や高度人材を結集し、起業環境を整え、交流拠点を創出していくことが重要である。また、インバウンドによる観光消費の拡大を地域の雇用を支える地域消費型産業の活性化につなげ、暮らしやすさとあわせて、東京一極集中の是正の受け皿となることが重要である。</u></p> <p>第1部第2章 近畿圏の将来像とその実現のための施策 （前略）<u>首都圏に次ぐ我が国第2の都市圏である近畿圏が、首都圏、中部圏とともにそれぞれの個性を発揮して「スーパー・メガリージョン」の形成を推進し、複眼型の巨大都市圏域の一翼を担うことが期待されている。先進国の中でも異例ともいえる東京への一極集中是正の牽引役となることは、国土形成に果たす重要な役割でもある。</u></p>

参考：国土形成計画、関西広域地方計画、近畿圏整備計画の現行関係記載

<p>国土形成計画（全国計画） 2015.8閣議決定</p>	<p>関西広域地方計画 2016.3国土交通大臣決定</p>	<p>近畿圏整備計画 2016.3国土交通大臣決定</p>
<p>第2部 分野別施策の基本的方向 第6章 防災・減災に関する基本的な施策 第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築</p> <p>（1）中枢管理機能等のバックアップ等 災害対応や復旧・復興で重要な役割を担う行政の諸機能が、災害直後においても適切に維持、確保できるよう、政府全体のBCP（業務継続計画）を踏まえ、各府省庁のBCPについて、実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不断に見直す。また、機能が集積している地域の防災・減災対策を進めつつ、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の対策を推進する。さらに、東京に集中する人口及び諸機能の分散、<u>中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める</u>。また、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、<u>行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項について検討する</u>。</p> <p>第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進 第2章 広域地方計画の基本的考え方 （1）各広域ブロックの現況と課題 ⑤近畿圏 （前略）我が国第二の経済圏であり、（中略）健康・医療分野を始め、学術・研究機能が集積している。国際コンテナ戦略港湾、国際空港等、国際的なゲートウェイ機能の集積があり、アジアを中心に近畿圏への訪日外国人数も増大している。（中略）今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、健康・医療産業等の成長分野、観光分野等について、アジアのゲートウェイ機能や歴史、文化等の集積を活用し、対流の拡大を図ることが求められる。</p>	<p>2部 関西の目指す姿と戦略 2-4. 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域 2-4-2 戦略</p> <p>（4）首都圏の有する諸機能のバックアップ等 ① 首都圏に次ぐ人口・経済規模を有し、諸機能において相当規模の集積を抱え、さらには首都圏と同時に被災の可能性が低く、阪神・淡路大震災の経験を有することから、<u>東西の役割分担により災害に強い国土を形成するため、首都圏が大規模な被害を受けた場合に、ICTの活用等により、首都圏のバックアップを果たす機能を強化するとともに、そのために必要な社会基盤の充実を図る</u>。 ② 東京に本社等がある民間企業等に対して、本社等のバックアップ機能を関西で確保するよう支援する取組を進める。 ③ 政府関係機関については、地方からの提案を受ける形で関西への移転を進めることにより、雇用の確保や地域の戦略に応じた発展にもつながるため、各地域が持つ特性を發揮することができる移転提案について、その具体化を図っていく。</p> <p>3部 主要プロジェクト 3-7. 関西強靱化・防災連携プロジェクト</p> <p>（6）首都圏の有する諸機能のバックアップ事業 首都圏が大規模な被害を受けた場合に、諸機能において相当規模の集積を抱える圏域として、<u>首都圏のバックアップを果たせるよう、社会基盤の充実を図るとともに、東京に本社などがある民間企業等に対して、本社などのバックアップ機能を関西で確保するよう支援する取組を進める</u>。</p>	<p>第1節 目指す姿 1 アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域 ○（前略）我が国の経済の中核として成長し、スーパー・メガリージョンの一翼を担う圏域。 ○（前略）我が国の成長を牽引する次世代産業が健康・医療産業等の分野で次々と生まれる圏域。 （中略） ○（前略）観光誘客により我が国の成長を牽引する圏域。 ○次世代につながる産業を生み出し、<u>東京との対峙ではなく世界を見据え、我が国のなかでもチャレンジングである成長エンジン圏域</u>。 ○（前略）アジアを中心とした世界のゲートウェイとしての地位を築く圏域。</p> <p>4 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域 （前略）○首都圏の非常時には、<u>首都圏の有する諸機能のバックアップを担う圏域</u>。</p> <p>第1部第2章第3節4 （4）首都圏の有する諸機能のバックアップ等 東西の役割分担により災害に強い国土を形成するため、<u>首都圏が大規模な被害を受けた場合に、ICTの活用等により、首都圏のバックアップを果たす機能を強化するとともに、そのために必要な社会基盤の充実を図る</u>。 東京に本社等がある民間企業等に対して、本社等のバックアップ機能を近畿圏で確保するよう支援する取組を進める。 政府関係機関については、地方からの提案を受ける形で移転を進めることにより、雇用の確保や地域の戦略に応じた発展にもつながるため、各地域が持つ特性を發揮することができる移転提案について、その具体化を図っていく。</p>

■ 参考：首都機能のバックアップにかかる大阪府市の取組み（行政分野）

第2回意見交換会（20220120）資料再掲（一部更新）

行政分野の主な取組み

- ▶ 府市それぞれの国家要望としての働きかけ
 - ・平成23年大阪府最重点要望～（以降、毎年要望）
市は平成29年から ※ 1
- ▶ 関西広域連合との協調（広域連合の要望への反映）
 - ・平成23年～
- ▶ 関係省庁への働きかけ（内閣府、内閣官房、国交省） ※ 2
 - ・内閣府 平成30年4月及び6月、平成31年1月、
令和元年5月及び12月
 - ・内閣官房 平成29年7月
 - ・国交省 平成29年7月、平成30年6月、令和2年11月
令和3年10月、令和4年5月

※ 1 令和4年5月 大阪府・大阪市【国家要望文】

≪首都機能バックアップ体制の構築≫

大規模な自然災害や感染症の拡大など、危機事象発生時における東京一極集中が抱えるリスクを踏まえ、国民生活や日本経済の維持継続の観点から、経済基盤が確立し各府省の地方支分部局等も集積する大阪・関西を首都機能バックアップエリアとして位置づけ、国土形成計画をはじめとする国の法律・計画などに明記するとともに、必要な対策を実施すること。

※ 2 関係省庁の反応（例）

- 東京以外の関東ではなく大阪でないといけない理由がもっているのではないかと。
- 東京と同じ環境が必要というわけではないと思われる。
- コロナで距離的な制約はなくなってきているのではないかと。
- スーパーメガリージョンの形成、三大都市圏の成長、東京一極集中の是正は必要という認識。

■ 参考：首都機能のバックアップにかかる大阪府市の取組み（経済分野）

第2回意見交換会（20220120）資料再掲（一部更新）

経済分野の主な取組み

- 首都圏企業へのプロモーション
- 連携協定を締結したJTBセミナー
（平成30年8月、令和元年6月）90名
- 市経済戦略局主催の企業立地セミナー
（平成31年1月、令和元年11月）100名
- 危機管理関係セミナー（数字は視聴者数）
（令和元年9月150名、令和2年12月170名、令和3年5月383名、令和3年10月300名、令和4年5月301名）
- マスコミとの連携
（危機管理メディアでのウェブ配信、新聞記事掲載など）
・リスク対策.COM 新建新聞
（令和2年12月、令和3年3月、令和3年10月）
- 大阪にバックアップ拠点を置く首都圏企業の事例発信
（府市HP掲載） 現在22社紹介中
- 首都圏企業へのアンケート※1
（平成29年11月、令和2年9月）

※1 首都圏企業へのアンケート結果

（一時的なバックアップ拠点として想定しているエリア）



大阪府内を想定エリアに選んだ理由は？

（首都圏企業アンケート結果より）

自社拠点がある 86%

同時被災リスクが小さい 73%

交通基盤の充実 25%

<アンケート調査の概要>

調査期間：2020年9月17日～9月30日

調査方法：調査票の配布は郵送・回収はオンラインシステム、メールまたは郵送

調査対象：東京都内本社の東証一部上場企業（1,192社）有効回答数：185社（15.5%）

出典：大阪府・大阪市 副首都推進局作成パンフレット

■ 参考：経済財政諮問会議、地域主権戦略会議、行政改革推進本部の概要

	経済財政諮問会議	地域主権戦略会議 2013.3廃止	行政改革推進本部
根 拠	内閣府設置法第18条	閣議決定	閣議決定
目 的	経済財政政策の重要事項について、有識者等の優れた識見や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮して調査審議。 (骨太方針、国土形成計画法に規定する全国計画など)	地域主権に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施。	国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進。
構 成	内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、他大臣、有識者	内閣総理大臣、地域主権推進担当大臣、内閣官房長官、他大臣、有識者	内閣総理大臣、行政改革担当大臣、内閣官房長官、他全ての大臣
事務局	内閣府	内閣府	内閣官房

■ 参考：国と地方の協議の場の概要

	国と地方の協議の場
根 拠	国と地方の協議の場に関する法律
目 的	地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣と地方六団体の代表者が協議を行い、もって地方分権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図る。
構 成	内閣官房長官、地方分権担当大臣、総務大臣、財務大臣、その他大臣、地方6団体代表 (内閣総理大臣はいつでも出席できる)
事務局	内閣官房

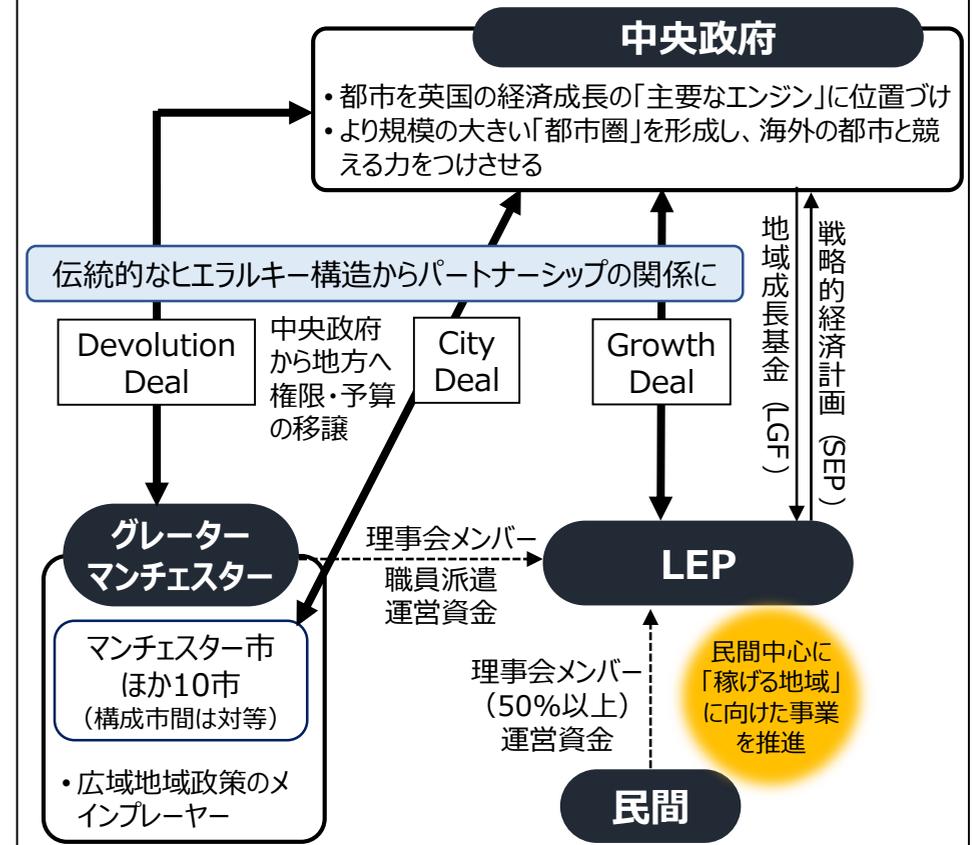
検討の側面	観点	示唆	参考 大阪の関係施策等
政策	産業構造の転換	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済をけん引してきた重工業の衰退に起因した人口減、雇用減等による都市の衰退を契機として、地域経済の振興と雇用の確保、生活の向上を持続させるために、既存産業の高度化に加え、地域産業の新分野へ構造転換を図っていくことが、都市経営上極めて重要なファクターになっているのではないか。 ○国際的な経済情勢や社会潮流に柔軟に対応し、DX、脱炭素、エネルギー等の社会課題の解決をめざした産業の育成を進めていくことが重要ではないか。 ○インキュベート施設やイノベーションセンター等、新しいビジネスの創出につなげるための環境整備、新産業分野のクラスター形成を進めるとともに、スタートアップ企業への積極的な支援に取り組んでいくことが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康医療関連産業の集積 ・交通等社会インフラの整備 ・大阪産業局 ・大阪産業技術研究所 ・大阪イノベーションハブ ・スマートシティ戦略
	資金・投資・金融	<ul style="list-style-type: none"> ○イノベーションの創出には資金調達が重要な要素となることから、基金やベンチャーキャピタル、ファンド、税制優遇等、企業誘致や投資・研究開発に係るインセンティブ、資金調達等の制度を整備していくことが必要ではないか。 ○金融機能の充実により、成長分野への起業、投資、誘致の促進につなげることができるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融都市OSAKAに向けた取り組み
	資源・人材	<ul style="list-style-type: none"> ○産業構造の転換には、必要な人材の育成・確保、成長分野への人材の流動が必要ではないか。 ○地域で設置した大学が成長産業を支える人材輩出機能を担うとともに、スタートアップやイノベーションハブ等の拠点としても重要な役割を担っているのではないか。 ○大学や研究機関において高い教育・研究レベルを保持することで、海外を含む域外から優秀な人材を誘引するとともに、優秀な人材を求めて企業が集積するという好循環を生み出すことができるのではないか。 ○世界の主要都市との人材獲得競争を意識し、利便性が高く、魅力的な住みやすい都市づくりをめざしている、ということではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪公立大学 ・ナレッジキャピタル ・うめきた2期 ・都市魅力創造戦略

検討の側面	観 点	示 唆	参 考 大阪の関係施策等
	国との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○中央政府が明確にビジョンを示し、地方政府と目標を共有することで、施策の推進力を高めることができるのではないかな。 ○国が都市を経済成長の主要なエンジンと位置づけるなど、都市が稼いでいけるような地域政策を推進していく姿勢が求められるのではないかな。 ○国によるエンタープライズゾーン（規制緩和や税の減免など）の設定や国と地域の官民組織（地域産業パートナーシップ）との協定（グロス・ディール）による投資促進などの取組みが求められるのではないかな。 ○国との協定（シティ・ディール等）による地方が権限と財源を確保する仕組みを設けることで、創意工夫を凝らした取組みを推進することが可能となるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区 ・国家戦略特区
枠組み・仕組み	広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な自治体連携を形成し、成長に向けたビジョンを共有し、具体的な経済・雇用、インフラ整備などを進めることで成長の推進力とすることができるのではないかな。 ○連携分野としては、産業に加え、雇用・職業教育、さらにはインフラ整備などを中心に考えるべきではないかな。 ○国や州を越えた連携の実績も見られ、行政的な既存の境界や枠組みにとらわれず、経済交流圏等、柔軟な連携の圏域設定を検討することも、選択肢として考えるべきではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合
	リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい枠組みを構築し、広域的に課題解決に取り組むためには、ステークホルダーのコンセンサスを得ながら、強かに推進していく「リーダーシップ」が必要ではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府市一体条例
	民間、大学・研究機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済の発展にあたっては、行政と民間がパートナーシップを結び、「稼げる地域」に向けて連携して事業を推進していくことが重要ではないかな。 ○イノベーションを起こし、産業構造の転換を図っていくうえで、大学・研究機関とのパートナーシップが重要ではないかな。 ○グリーンエコノミーやスマートシティなど、新たな社会課題への対応には産官学連携の枠組みも活用していくことが必要ではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連携協定

「地域産業パートナーシップ（LEP）」

- ① 地域の経済開発の促進を目的とした地方自治体と民間企業のパートナーシップであり、2012年3月に廃止されたRDA（地域開発公社）に代わる組織としての位置づけ。
- ② **業務は英国政府と協働して行う交通網等の社会基盤整備や就業支援、高成長産業の育成支援等を想定。**
- ③ **対象区域内の自治体と民間セクターの代表者で理事会（board）を構成**
- ④ **任意団体であり、特別の法的地位は有しない。**
- ⑤ 運営資金は原則、構成する地方自治体と企業が自ら手当する。
- ⑥ **地理的区割りを定めることなく、実質的な経済圏としての結びつきもとして自主的に設立。**
- ⑦ 設立しようとする地域の地方自治体関係者と地元経済界の代表者からなる協議会が国への設立申請を行い、国が審査し、条件が整ったとみられるところから承認される。

〈推進体制（全体のイメージ）〉



「エンタープライズ・ゾーン（Enterprise Zone : EZ）」

1980年代初頭、サッチャー政権下で導入され、主に失業率が高く、資本の流出が著しかった都市部を中心に、都市計画の規制緩和や、10年間の地方税の減免等による経済振興が行われた。**2011年、政府は経済成長促進重点地域として新しいEZを創出すると発表し**、2013年5月までに24のEZが設置されている。**EZはLEPの管内に設置することとされており**、LEPからの申請に応じて政府が審査の上、設置を承認する。**一つのLEPに対して1か所を上限とし**、LEPのない地域はEZの設置を申請することはできない。

- ① 5年間、**27万5,000ポンドを上限として、ビジネスレイトを全額免除**する。
- ② 少なくとも25年間、**EZ内で徴収されたビジネスレイトの増収分を当該EZが位置するLEPのエリア内の自治体が共同で保持し、地域の経済成長支援に充てる**ことができる。
- ③ 中央政府及び自治体はEZ内における建築計画申請・承認制度の簡素化を図る。
- ④ **政府はEZ内でのインターネットの高速ブロードバンドの導入を支援**する。これには、高速ブロードバンド設備工事の許可取得を容易にすることなどが含まれ、また必要であれば、**ブロードバンド整備への補助金の提供も行う**。

「ディール（協定）」とは、「互いに一定の課せられた責任を果たす」という概念。政府側からは権限が提供されるが、各地域にもその見返りとして、ガバナンスの向上、保有する有益な資源の提供、発生するリスクへの責任など、一定の責務が発生する。

◆ City Deal（都市協定）

・都市の経済成長促進を狙いとする都市（自治体、CA（合同行政機構））と政府の協定。権限と資金の移譲、都市の経済成長支援を目的。

◆ Growth Deal（成長協定）

・地方経済活性化のための政府とLEPとの間の協定で、政府とLEPの連携を図ることを意図。

◆ Devolution Deal（権限移譲協定）

・各地域（CA）と政府との間での個別交渉に基づく協定で、財源と権限を移譲するもの。都市協定に類似するが、法令に基づく仕組みであり、より広い権限移譲を想定。

City Deal（2012年7月）

a. インフラ整備回転資金の創設。グレーター・マンチェスターへのインフラ投資の結果、増加したGVA（Gross Value Added、粗付加価値）からの 増収増の一部分の「回収（earn back）」を認めることにより創設する。

b. 投資フレームワークの導入。中核的な経済開発基金を連携させるためのもの。

c. 職業訓練・技能センターの設置。技能向上（熟練）による税制上の優遇措置および地方で決定される成果への報酬を技能提供者に試験事業として行うことに加えて、中小企業と共に職業訓練を実施する。

d. ビジネス成長センター（Business Growth Hub）の強化。貿易、投資、ビジネス関係の助言機能を統合することにより、機能を強化させる。

e. 高付加価値の対内投資の目印的役割の発展。

f. 低炭素センターの設置。2020年までに二酸化炭素排出量を48%削減することを計画している。

g. 住宅投資基金の創設。地方および国の新規住宅開発投資に用いるため。

h. 交通に関する包括的な提案。「ノーザン・レイル」の営業権やバス事業の改善方策、主要地方交通関係基金の委譲など広範な内容について交通省と協働する。

Growth Deal

○協定の要点

① グレーター・マンチェスターおよびノース・ウェスト地域を生命科学の主要センターにすること

② 継続教育施設を強化し職業訓練制度を創設し技能への投資を最大化すること

③ 公共交通および道路への主要な投資

④ 公共サービスを改革し二重行政を減らし住民の要望に基づいて設計すること

⑤ 効果的なビジネス支援サービスの提供

○具体的な事業は下記の通り

・ Cheshire and Warrington LEP との共同事業として、4,000万ポンド規模の生命科学対内投資基金の立ち上げ。

・ グレーター・マンチェスター内の継続教育機関および提供者対象の3,500万ポンド規模の投資プログラム。

・ ポルトンからマンチェスター間の8号線のバス・サービスを主に改善する新しい高品質バス・ネットワークの設定。

・ アシュトン・タウンセンター内の公共交通の交差を改善する新アシュトン・タウンセンター・インターチェンジ。

・ バスと鉄道の乗り換えを容易にし、進行中のタウンセンターの再生を支援する新ストックポート・インターチェンジおよびタウンセンター接続事業。

・ 交差点、自転車およびバス施設、歩道の改善など、タウンセンターにおける交通の改善事業。

Devolution Deal（2014年11月）

○第1回「グレーター・マンチェスター合意」（2014年11月）：公選首長が担う権限について

・ 統合された複数年にわたる交通関連予算。

・ 事業権限が付与されたバス事業、鉄道の駅、「スマート・チケット」（ロンドンのオイスター・カードのようなもの）に関する責任。

・ 住宅建設事業者に融資する10年間で3億ポンドの住宅投資基金（10年経過後は自立化する）。

・ ロンドン市長の権限に匹敵する法定の空間戦略を策定する権限。これは合同行政機構の内閣（10人の構成自治体の長で構成）による全会一致の承認に属する。

・ マンチェスター “earn-back” 合意に関する改善された形態。

・ また公選首長はグレーター・マンチェスター警察・犯罪コミッショナーにもなる。一方、GMCA は、次の追加的な権限や財源を引き受ける。

・ the Growth Accelerator、Manufacturing Advice Service、UKTI Export Advice などのビジネス支援予算を委譲される。

・ グレーター・マンチェスターにおける継続教育を再編する権限に加えて雇用主向け職業訓練補助金を統制する権限。

・ 労働プログラム（the Work Programme）の次の段階に向けて、労働・年金省と共に合同コミッショナーとなる機会。

・ 合意で定められた要件に従い、住宅投資基金および“earn back deal”に関する統制権限。ただし、これは公選首長が選出後に公選首長に移管される。

・ 保健および社会福祉の統合を計画する機会。

○第2回「グレーター・マンチェスター保険・社会福祉の権限移譲に関する理解の覚書」（2015年2月）

○第3回、2015年夏季予算の一部として、「グレーター・マンチェスター合同行政機構および直接公選首長へのさらなる権限移譲」（2015年7月）

○第4回、2015年支出見直し・秋季財政報告書の一部として第3回の協定を更新

○第5回、2016年予算の一部としてさらなる権限移譲（2016年3月）

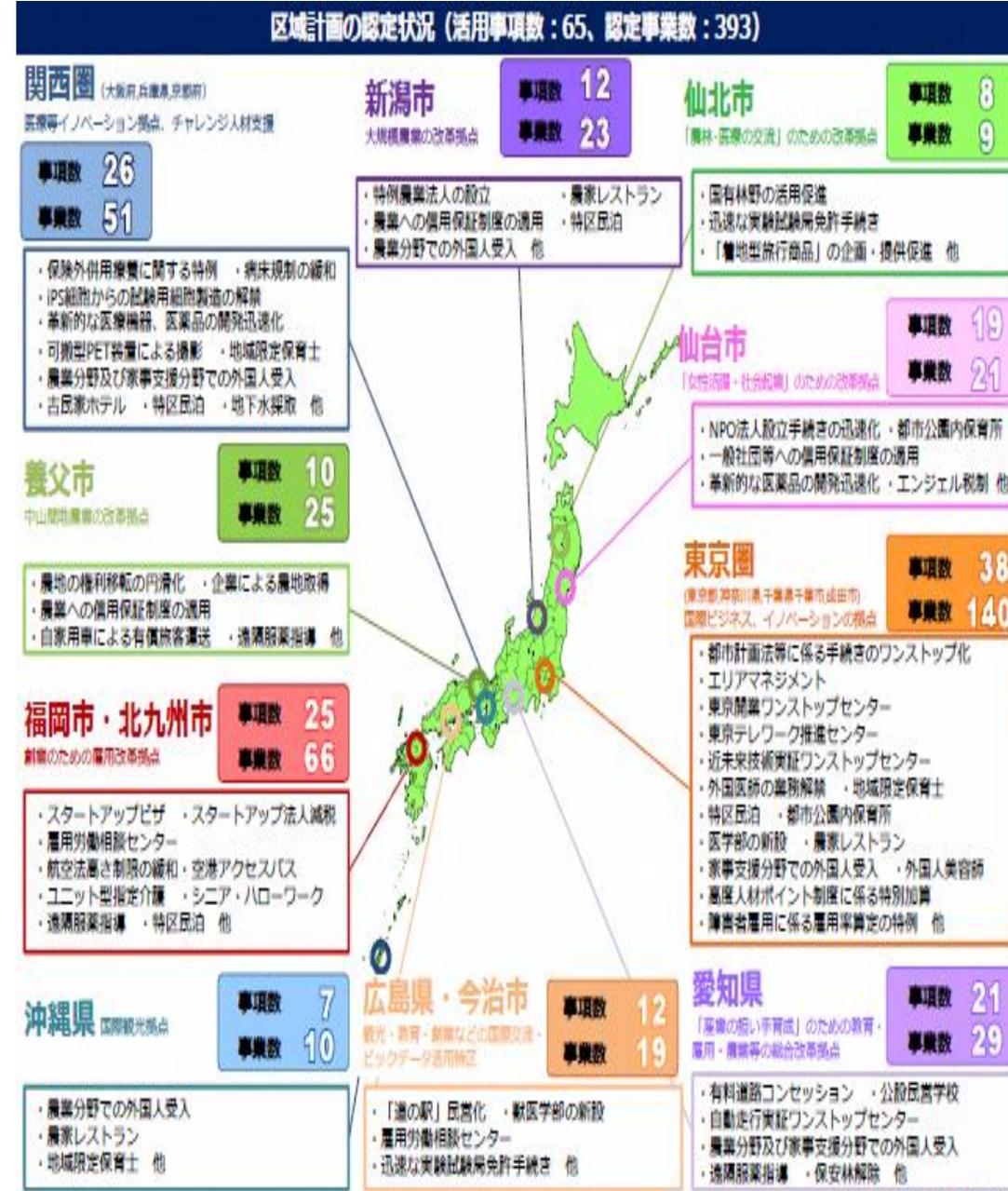
参考：大阪、関西の特区の概要

■ 主な取組経過（年度）

	国家戦略特区	（スーパーシティ型）
～2017	<ul style="list-style-type: none"> エリアマネジメントに係る道路法の特例 公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例 革新的な医薬品の開発迅速化 	
2018	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資に係る課税の特例 旅館業法の特例（区域拡大） 児童福祉法の特例（国家戦略特別区域小規模保育事業） 	
2019	<ul style="list-style-type: none"> 外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例（区域拡大） 建築物用地下水の採取に係る特例（帯水層蓄熱型冷暖房事業） 病床規制に係る医療法の特例（高度医療提供事業） 	
2020	<ul style="list-style-type: none"> 外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例（区域拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府による公募
2021	<ul style="list-style-type: none"> エリアマネジメントに係る道路法の特例（事業者追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書提出
2022～		<ul style="list-style-type: none"> 区域指定(閣議決定)

○ 関西イノベーション国際戦略総合特区の活用状況

北大阪（彩都等）	PMDA—WEST機能の整備及び治験センター機能の創設など17プロジェクト	大阪駅周辺（うめきた他）	先進医療の実現に向けたコホート（疫学）研究・バイオマーカー研究の推進 など4プロジェクト
夢洲・咲洲	バッテリー戦略研究センター機能の整備など5プロジェクト	関西空港	医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化 など4プロジェクト
阪神港	国内コンテナ貨物の集荷機能強化など3プロジェクト	けいはんな学研都市	スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備 など2プロジェクト
京都市内	革新的な消化器系治療機器の開発など9プロジェクト	播磨科学公園都市	Spring-8を活用した次世代省エネ材料開発・評価 など2プロジェクト
神戸医療産業都市	再生医療・細胞治験の実用化促進 など13プロジェクト	共通 ※京都市内、北大阪、大阪駅周辺、神戸医療産業都市等	医療機器等事業化促進プラットフォームの構築 など4プロジェクト



■ 参考：国出先機関の移管の概要

【国出先機関（見直しの対象）概要】※2009大阪府資料より抜粋

【主な取組経過（年度）】

2008	8月：政府の地方分権改革推進委員会による「国の出先機関の見直しに関する中間報告」 12月：政府の地方分権改革推進委員会「第二次勧告」（地方振興局、地方工務局への統合など）
2009	3月：政府の地方分権改革推進本部が「出先機関改革に係る工程表」決定 11月：全国知事会「国の出先機関原則廃止PT」発足 ：近畿ブロック知事会で大阪府から「国の出先機関の関西広域連合への移管」の提案
2010	6月：地域主権戦略大綱が閣議決定。国出先機関の改革の方向性提示 12月：「アクションプラン 出先機関の原則廃止に向けて」が閣議決定 ：「関西広域連合」発足
2011	2月：「アクションプラン推進委員会」での検討開始
2012	6月：第9回「アクションプラン推進委員会」で国の特定地方行政機関の事務及び事業の特定広域連合への移譲をすすめるための「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」決定。 11月：同法律案の閣議決定 ：衆議院解散 ⇒国会提出されず、出先機関の移管は実現せず

近畿経済産業局

（主な事務）

- ・商工会議所の設立認可、監督等
- ・電気・ガス事業の許認可、監査
- ・石油製品の需給確保、備蓄、ガソリン業者の登録
- ・エネルギー、環境対策の普及・啓発
- ・消費者取引、消費生活用品の安全確保の相談業務
- ・地域の産業振興関連業務
- ・中小企業支援関連業務
- ・上記に関連する補助金の申請・交付 等

（予算規模） （職員数）

6,774百万円 310人

（エリア）

福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

近畿地方整備局

（主な事務）

- ・直轄事業（河川、道路、国営公園、港湾等）の実施
- ・直轄の公共施設（〃）の管理（許認可等含む）
- ・補助事業（宅地、都市、河川、道路、住宅等）の執行
- ・建設業、不動産業等の業行政（業の許可含む）
- ・住宅、建築に関する許認可等の実施 等

（予算規模） （職員数）

1,334,090百万円 2,537人

（エリア）

福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、三重の一部

近畿地方環境事務所

（主な事務）

- ・廃棄物、リサイクル対策
- ・地球温暖化対策、環境教育等の推進、公害、化学物質対策
- ・国立公園等の現地管理 等

（予算規模） （職員数）

1,305百万円 42人

（エリア）

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

■ 参考：国機関移転の概要

【主な取組経過（年度）】

2015	<ul style="list-style-type: none">内閣府まち・ひと・しごと創生推進本部 より提案募集要項提示（平成27年3月）提案書提出（平成27年8月）経済産業省との意見交換（特許庁、INPIT、中企庁）（平成28年1月）知事が厚生労働大臣に要望（国立健康・栄養研究所）（平成28年2月）「政府関係機関移転基本方針」決定（平成28年3月）
2016	<ul style="list-style-type: none">創生推進本部「今後の取組について」（中企庁、特許庁、INPIT）（平成28年9月）国立健康・栄養研究所の府への移転に関する方針をとりまとめ（厚労省、（国研）医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府）（平成29年3月）
2017	<ul style="list-style-type: none">近畿経済産業局に「中小企業政策調査課」が新設（平成29年4月）「INPIT近畿統括本部」がグランフロント大阪にオープン（平成29年7月）国立健康・栄養研究所の北大阪健康医療都市への移転に伴い増加が見込まれる運営上の負担への対応に関する方針をとりまとめ（厚労省、（国研）医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府）（平成30年1月）

【国立健康・栄養研究所の移転に関する対応策】 （平成30年1月30日厚生労働省・法人・大阪府合意）

- ◆ 地元自治体（※）
⇒ それぞれ3億円相当の支援
- ◆ 国・法人
⇒ 建物賃料を負担
（賃借料上限 入居後5年間1.65億円/年、
6年目以降：2.03億円/年）
- ▶ 大阪府
・2億円相当の支援として、移転に伴う設備等の費用に対する補助（対象経費の50%を補助）
・1億円相当の支援として、委託等連携事業の遂行や円滑な移転のための人的支援（職種人数は検討）
・このほか、研究所への委託等連携事業の実施
- ▶ 吹田市・摂津市
・土地貸付料の減額や移転に伴う設備等の費用補助、人的支援等

参考：国機関移転の概要

【地方創生で大阪に移転等が決まった機関】

国への移転提案機関・移転候補地	府の提案書	国の基本方針（H28.3）	結論	実績・効果
（国研） 医薬基盤・健康・栄養研究所 （国立健康・栄養研究所）	吹田市	<ul style="list-style-type: none"> ・「健都」は「健康と医療」をコンセプトに研究機関、企業の研究施設等が集積し、イノベーションの創出を図っており、健栄研と連携が深まることで、研究の進展、施策効果の向上等が期待 	国立健康・栄養研究所の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整	<p>国立健康・栄養研究所の全部移転 (R4 春～夏頃)</p> <p>〈めざす効果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国循とともに「健康・医療クラスター」の核となる機関と位置づけ ・関係機関等と協議会を設置し、連携方策の調整や企業誘致を行い、革新的な健康医療産業の創出等につなげる ・健康医療分野における産学連携を推進することでオープンイノベーションが加速化、府内市町村との連携による健康寿命延伸等のための取組を促進
中小企業庁 (すべて)	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が集積し、経営環境の変化等がダイレクトに届き、現場に即した施策のスピーディーな立案・実施が期待 ・中小企業の基本施策に当たり効率的・効果的な施策立案につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界を横断した全国視点での中小企業政策の企画立案業務については、地方移転を行った場合、機能の維持・向上が期待できない ・地方関連の執行業務の推進の観点から、経産局のワンストップサービス化等の推進に向けた機能強化を図るべき 	<p>近畿経済産業局に中小企業政策調査課を新設 (H29.4)</p> <p>〈実績効果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査活動の結果について、府の関係機関と定期的に情報共有
（独）工業所有権情報・研修館(INPIT) (知財戦略、研修部の拠点設置)	大阪市 東大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・起業やベンチャー支援のほか、企業が知財戦略を推進する基盤整備 ・大学等研究機関との連携・交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域企業に対する知財に関する支援業務の充実を目指す観点からは、INPITにおけるワンストップサービス化等の推進を図るべき。特に、近畿における特許出願件数の多さや事業所の集積度の高さなどから、大阪府において近畿の地方拠点を整備することは意義が大きい。 	<p>INPIT近畿統括本部がグランフロント大阪にオープン (H29.7)</p> <p>〈実績効果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財戦略エキスパートによるビジネス・知財総合戦略に関する専門的な支援（海外展開時の留意点等の高度・専門的相談が常時可能） ・特許庁審査官による面接審査 ・企業経営における知財に関する相談、他機関と連携して支援 ・セミナー開催や専門家派遣による助言・指導の実施により、総合的な支援体制の構築

【大阪・関西で既に拠点等のある機関】

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部(PMDA-WEST)の機能強化

<経過>

- H25.10 PMDA-WESTがグランフロント（大阪市）に開設（関西イノベーション国際戦略総合特別区の特例措置）
- H28.6 東京本部と関西支部をつなぐテレビ会議システム（医薬品・医療機器等の開発から治験段階までの各種相談）による対面助言の実施
- H29.11 新たな相談内容の追加（開発段階の相談に加え、市販後の医薬品の安全対策等への相談対応を追加）
- R元.7 新たな相談内容の追加（新医薬品、医療機器等の承認申請後の初回面談、医療機器等の全般相談等を追加）

→大阪・関西の大学、研究機関や企業がPMDAへの相談等を身近で実施できる環境を整えたうえで、大阪発の革新的な医薬品・医療機器等の開発を迅速化し、健康・医療関連産業の成長促進等につなげていく

○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の機能強化

<経過>

- H25.4 独立行政法人医療基盤研究所（所在：大阪府茨木市（彩都））に創薬支援戦略室を設置
- H27.4 独法機構改革により、創薬支援戦略室の機能が日本医療研究開発機構（AMED）（所在：東京都千代田区）の創薬支援戦略部へ移管
創薬支援戦略部（創薬支援ネットワークの本部機能）の西日本統括部は大阪に置き、創薬支援戦略部長を配置。東西2拠点の体制を維持
- R4現在 西日本統括部は国内事務所の一つとして位置づけられている

→健康・医療関連産業の成長促進等にどのようにつなげていくのが課題

■ 参考：国機関移転の概要

【全面的に移転するもの又は新たな拠点の整備を行う中央省庁(文化庁、消費者庁、総務省統計局)に係る移転の動き】

(1) 文化庁【京都府・京都市】

- ▶ 2017（平成29）年4月「地域文化創生本部」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転
- ▶ 文化芸術基本法の施行（2017（平成29）年6月23日公布・施行）により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策を同法の範囲に取り込むなど、文化庁の機能を強化
- ▶ 2017（平成29）年7月、遅くとも2021（令和33）年度中に現京都府警察本部本館に、職員数は全体の7割を前提に本格移転することが決定
- ▶ 2018（平成30）年6月、文部科学省設置法の一部を改正する法律成立。京都への全面的な移転に向け、抜本的組織再編（芸術に関する教育及び博物館に関する事務等を文化庁へ移管）を行う（10月施行）
- ▶ 2020（令和2）年2月、京都府から工期延伸の報告。竣工は2022（令和4）年8月下旬をめざし、文化庁の移転時期は改めて相談

(2) 消費者庁【徳島県】

- ▶ 2017（平成29）年7月24日、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として「消費者行政新未来創造オフィス」を開設
- ▶ 理論的・先進的な調査・研究のほか、全国展開を見据えた9つのモデルプロジェクト（新未来創造プロジェクト）を実施
- ▶ 消費者庁の働き方改革の拠点も兼ね、テレワークやペーパーレスを推進
- ▶ 2020（令和2）年7月30日、新たな恒常的拠点として、「消費者庁新未来創造戦略本部」を設置

(3) 総務省統計局【和歌山県】

- ▶ 2018（平成30年）度から南海和歌山市駅ビルに「統計データ利活用センター」を設置し、ICTを活用して高度なデータ解析を実現する統計マイクロデータの提供を開始
- ▶ 先行的な取組として、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする統計データ利活用促進プロジェクト等を和歌山県内で実施